

令和8年6月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和8年6月26日（金）

開会 午後3時

閉会 午後4時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、補佐、主査、主事

7 議題等

第11号議案 地域計画の変更について

第12号議案 農用地利用計画の変更について

第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項6 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。定足数に達しておりますので、これより6月の農業委員会総会を開催します。これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員をお願いをいたします。
会 長	本日の付議事件としては、第11号議案「地域計画の変更について」が1件、第12号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第13号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしくお願いします。

会 長	それでは早速ですが、第 1 1 号議案「地域計画の変更について」、及び第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」です。こちらは、関連のある案件のため、一括審議します。事務局より説明をお願いします。
補 佐	それでは、第 1 1 号議案「地域計画の変更について」及び第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。 まず第 1 1 号議案「地域計画の変更について」説明します。この議案は、農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項において「地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない。」とされていることから、市町村が農業委員会の意見を聞くものでございます。 変更案につきましては、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更案の説明（第 1 1 号議案）】
補 佐	続きまして、第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。 この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。 申請内容につきましては、担当から説明させていただきます。
事務局	【調書（第 1 2 号議案）及び変更内容個別検討調書を説明】 以上のことから、農用地区域除外の要件を満たすものと考えております。 説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	6 月 1 8 日に松原圭子委員と現地調査を行いました。 申出地は、県道上半田川名古屋線の稲葉町交差点を東へ 120m ほど進み 2 本目の交差点を左折、約 70m 北進した右側に位置。周辺は宅地が西側に数件あるものの、東側、南側は一带農地として耕作されています。申出人は賃貸アパートに妻と子の 4 人で住んでいますが、子供の成長とともに手狭になり、分家住宅を計画、夫婦に自己所有地はなく、祖母と母の共有地である本申出地は最適であると選定されたものです。土地所有者の同意書も添付、雨水及び生活排水は西側の既存排水路へ放流予定であり、周辺農地への影響もありません。以上のことから本申出をやむを得ないと考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 何か質問はございませんか。
松原昭平 委 員	土地の形状が南東側で、でこぼこしているが、なぜですか。

事務局	ベランダを設けない計画のため、南東側の出っ張った部分は、洗濯物や布団を干したり、子供が遊べるようなスペースとなります。
森下幸夫 委 員	変更の申請書には本人の年齢は記載がないが、案件を検討する際には、ある程度年齢がわかったほうが検討しやすいため、資料の表紙に年齢を記載することはできますか。
事務局	必要情報は申請書に盛り込んであり、農振除外には年齢要件はないため、添付の参考資料にて審査の判断材料にしていいただければと思います。
水野政起 委 員	資産証明書は、どのように発行されるのですか。
事務局	資産証明書は毎年1月1日現在の状況で発行されます。年度途中の状況は反映していません。
水野政起 委 員	分家住宅は、何代まで認められるのですか。
事務局	内容を確認します。
荒谷弘美 委 員	先ほどの年齢記載の話に戻りますが、審査をするうえで、今後耕作可能かを判断するために、年齢がすぐわかるような書類が欲しいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	農地の権利移動のような案件の場合は、全部効率要件の審査が必要ですので、年齢記載が必要となりますが、農振除外や転用に関しては、転用せざるを得ないという理由の中に、申請者の年齢は入らないということで、権利移動と転用の考え方を分ける必要があります。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 まず、第11号議案の地域計画の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第11号議案については、賛成することに決まりました。 続いて、第12号議案の農用地区域から除外について、「やむを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第12号議案については、賛成することに決まりました。 続いて、第13号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします

補佐	それでは、第13号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。 申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございますが、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号1 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。番号1の説明は、以上でございます。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく願います。
会長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原圭子 委員	6月18日に荒谷委員と現地調査を行いました。 申請地は、県道上半田川名古屋線稲葉町東の交差点から北へ入った一つ目の道より西に向かって80m、2軒連なった家の西側の脇道から南へ入った旗竿地にあたります。転用目的は分家住宅、本家の跡取りについて話し合いを行った結果、将来的に申請者の甥が跡を継ぐこととなり、本家から独立するため計画しました。所有地がないため、父からの勧めで、今回の申請地に至りました。申請地は旗竿地のため、駐車場を広くとる必要がありました。分筆後の残地農地は耕作機械出入り口用スロープを設置予定、本家から600mほどの距離にあり、助け合って生活していきたいと考えています。生活排水は北側排水路に放流、農地に隣接する境界にはブロック積、土留めにより土砂が流れ込まないようにします。残地の耕作継続のため農地の北西から申請地内に排水管を敷設し、北側排水路に接続する予定です。以上のことから、許可相当と考えます。
会長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。何か質問はございませんか。
水野政起 委員	申請地はもともと水田であった場所で、水の流れは問題ないですか。
松原圭子 委員	南の農業用水路から水が入り、北側へ排水する流れです。
事務局	所有者と新しい借り手と事務局とで現地を確認し、水の流れ及び土地の形状に関し、調整を行いました。現在は田としているところですが、今後は畑として使うこととなり、造成に際し、土を寄せ、形状を整えて耕作に備えることで、調整がついております。軌跡図のとおり、トラクターが今後出入りする予定となっております。

水野政起 委 員	トラクターや耕作者が宅地内を出入りすることになるが、調整はついでいますか。周辺の農地に関しても調整済ですか。
事務局	出入りについては所有者と耕作者との間で調整は済んでいます。また、周辺の農地所有者との調整も済んでいます。
松原昭平 委 員	南から出入りはできないですか。
荒谷弘美 委 員	南側には用水路があります。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
補 佐	それでは、調書番号2について、説明します。 【番号2 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。番号2の説明は、以上でございます。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
杉原圭子 委 員	6月18日に荒谷委員と現地調査を行いました。 申請地は、県道上半田川名古屋線稲葉町東の交差点から北へ入った一つ目の道より東に向かって2枚目の稲田に位置しております。申請地周辺は市街化調整区域内で、優良な稲田が整地されています。隣接地は、北側は農業用道路、東側西側は稲田、南側は旭南線です。転用目的は分家住宅、妻と長女と3人で賃貸住宅で生活していますが、手狭になってきたため、将来のことも考え、住宅建築を祖父に相談したところ、申請地を祖父に勧められました。祖父所有の農用地は2筆、うち1筆は母が分家住宅を建築したいと願っており、残り1筆を分筆し、残地は自分で耕作する予定です。本家から600mほどの距離にあり、助け合って生活していきたいと考えています。生活排水は北側道路に放流、農地に隣接する境界にはブロック積、土留めにより土砂が流れ込まないようにします。以上のことから、許可相当と考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 何か質問はございませんか。

会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号 2 については、許可相当とすることに決まりました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項 6 「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
補 佐	それでは、報告事項 6 「農地法第 4 条及び 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 まず 1 の農地法第 4 条による届出は、2 件で、合計面積は 1, 2 0 9 . 1 9 平方メートルです。 次に 2 の農地法第 5 条による届出は、1 0 件で、合計面積は 4, 4 8 4 . 4 7 平方メートルです。 詳細は、別紙調書のとおりです。 なお、これらの届出については、市街化区域内の農地の転用であり、既に事務局において内容を審査し、受理していることを報告します。 説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
森下幸夫 委 員	16 番と 17 番について、土地を交換されたということですか。
事務局	ご指摘のとおりです。一体利用にあたり、交換が生じたという状況です。
飯沼勝則 委 員	尾張旭市の土地を 600 坪程度貸しているようですが、そういう例がよくあるのでしょうか。
事務局長	あまり例はありません。霞ヶ丘線に隣接する場所で、昭和 40 年代頃から一筆買いを行い、道路が整備された後、残地について、まとまった面積となったため、地域の方の生活の利便性のために何か役立てられないか検討した結果、ドラッグストアが建設されることとなり、市としては土地を貸し収入を得る、という土地の利活用を図った珍しい例です。 今後はこのような事例も出てくるのではないかと考えています。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。

会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は、7月28日(火) 午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして、本日の総会を閉会します。 皆さまお疲れさまでございました。
-----	---